

消防特第232号
令和7年11月21日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長
(公印省略)

経済産業省産業保安・安全グループ
高圧ガス保安室長

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制
について（通知）

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第386号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（令和7年総務省・経済産業省告示第2号）が本日公布され、令和7年11月22日に石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第三百八十六号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和六年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

別表中第五十六号を削り、第五十五号を第五十六号とし、第三十六号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十五号口中「ワノ割及びカノ割」を「リノ割、ワノ割、カノ割及び船江」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を削り、第三十二号を第三十四号とし、第五号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の一を第三号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一地区の項中「第三号及び第四号の二」を「第四号及び第六号」に改め、同表第二地区の項中「別表第五号及び第十号から第十二号まで」を「別表第七号及び第十二号から第十四号まで」に改め、同表第三地区の項中「別表第十三号から第十五号まで」を「別表第十五号から第十七号まで」に改め、同表第五地区の項中「別表第二十号及び第二十一号」を「別表第二十二号及び第二十三号」に改め、同表第六地区の項中「別表第二十二号、第二十七号及び第三十一号」を「別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号」に改め、同表第七地区の項中「別表第三十五号及び第三十六号」を「別表第三十六号及び第三十

七号」に改め、同表第八地区の項中「別表第三十八号、第四十六号及び第四十七号」を「別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十三号、第四十八号、第五十六号」を「別表第四十四号、第四十九号」に改め、同表第十地区の項中「別表第五十号から第五十四号まで」を「別表第五十一号から第五十五号まで」に改める。

理 由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、田原地区及び阿南地区についてその指定を解除するとともに、名古屋港臨海地区について区域の拡張を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）

新旧対照条文 目次

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

1・2 (略)

3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。

別表
一・二 (略)

三 (略)
四・五 (略)
六 (略)
七～三十四 (略)

三十五 (略)
三十六 (略)
イ
名古屋港臨海地区

1・2 (略)

3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和六年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。

別表
一・二 (略)

三・四 (略)
二の二 (略)
四の二 (略)
五～三十二 (略)

三十三 田原地区
愛知県田原市緑が浜一号及び二号の区域のうち主務大臣の定める区域

三十四 (略)
三十五 (略)
イ
愛知県名古屋市の区域のうち次の区域

(1) 愛知県名古屋市の区域のうち次の区域
南区星崎町大手堤、一ノ割、二ノ割上、二ノ割中、二ノ割下、三ノ割上、三ノ割中及び三ノ割下の区域 同区丹後通二丁目、丹後通五丁目、神松町一丁目、神松町二丁目、星崎町繰出及び大同町一丁目から大同町五丁目までの区域
のうち主務大臣の定める区域
(2) 港区本星崎町、大江町、昭和町、船見町及び潮見町の区域
南区本星崎町字外屋敷及び加福町一丁目並びに港区空見町の区域のうち主務大臣の定める区域
口 愛知県東海市南柴田町口ノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、

ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割及びワノ割並びに荒尾町ヨノ割、タノ割及びレノ割の区域 同市東海町及び元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川右岸及び海岸線で囲まれた区域 同市元浜町、南柴田町イノ割、新宝町、名和町南埋田並びに荒尾町池下、リノ割、ワノ割、カノ割及び船江の区域のうち主務大臣の定める区域 ハ・ニ (略)

三十七～五十六 (略)
(削る)
五十七～七十四 (略)

ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割及びワノ割並びに荒尾町ヨノ割、タノ割及びレノ割の区域 同市東海町及び元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川右岸及び海岸線で囲まれた区域 同市元浜町、南柴田町イノ割、新宝町、名和町南埋田並びに荒尾町池下、ワノ割及びカノ割の区域のうち主務大臣の定める区域 ハ 愛知県知多市北浜町及び南浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線及び海岸線で囲まれた区域 同市緑浜町の区域のうち主務大臣の定める区域 ニ 愛知県海部郡飛島村東浜二丁目及び東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十六～五十五 (略)

五十六 阿南地区
徳島県阿南市橘町幸野の区域のうち主務大臣の定める区域
五十七～七十四 (略)

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表第三（第二十二条関係）

改 正 案

別表第三（第二十二条関係）

現 行

区分						
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区
区域令別表第三十六号及び第三十七号に掲げる地区の区域	区域令別表第三十四号、第二十九号及び第三十三号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十二号及び第二十三号に掲げる地区的区域	削除	区域令別表第十五号から第十七号までに掲げる地区的区域	区域令別表第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる地区的区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第一号、第四号及び第六号に掲げる地区的区域

区分						
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区
区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十二号、第二十七号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区的区域	削除	区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地区的区域	区域令別表第五号及び第十号から第十二号までに掲げる地区的区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第一号、第三号及び第四号の二に掲げる地区的区域

第八地区	区域令別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号に掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十四号、第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区的区域
第十地区	区域令別表第五十一号から第五十五号まで及び第六十八号に掲げる地区的区域
第十一地 区	(略)
第十二地 区	(略)

第八地区	区域令別表第三十八号、第四十六号及び第四十七号に掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区的区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区的区域
第十一地 区	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区的区域
第十二地 区	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区的区域

○ 総務省告示第二号
経済産業省告示第一号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣 林 芳正
経済産業大臣 赤澤 亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを削る。

、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十、七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに宇高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十八、三十四　【略】

「削る」

三十五　【略】
三十六　名古屋港臨海地区

「イ　略」

口　愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域(元浜町六十番地の五を除く)、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十七まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一から二十四番地の六まで、二十五番地の四、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十八番地の八、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の十まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十二まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、リノ割百九十五番地の六及び二百三十五番地の六、ワノ割一番地、一一番地の四、一一番地の五、六番地の七、三十五番地の二及び六十六番地の二、カノ割九番地の一及び九番地の七並びに船江一番地及び六番地の六の区域

三十七、五十四　【略】

五十五　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうちMUアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうちMUアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうちMUアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三

、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十、七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに宇高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十八、三十二　【同上】

「削る」

三十五　名古屋港臨海地区

「イ　同上」

口　愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域(元浜町六十番地の五を除く)、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十六まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一、二十四番地の二、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の八まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十一まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、ワノ割一番地の一、三十五番地の一及び六十六番地の一並びにカノ割九番地の一及び九番地の五の区域

三十六、五十三　【同上】

五十四　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうちMUアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうちMUアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二の五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうちMUアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三

五番地の百三十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2〕〔4〕 略

〔口 略〕
〔削る〕

〔五十七〕 〔七十四 略〕

備考 表中の「 」の記載は注記である。

十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十二まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2〕〔4〕 同上

〔口 同上〕
〔削る〕

〔五十七〕 〔七十四 同上〕

〔五十五〕 〔同上〕

〔五十六〕 阿南地区

徳島県阿南市橋町幸野六十一番地の一、六十一番地の六、六十一番地の九、六十一番地の十四、六十一番地の十五、六十二番地の一、六十二番地の十九から六十二番地の三十まで、百番地の一、百六番地の一、百六番地の二、百七番地の一から百七番地の三まで、百七番地の八から百七番地の十四まで、百八番地の一、百八番地の二及び百九番地の一から百九番地の四までの区域

〔五十七〕 〔七十四 同上〕